

## テレビせとうち（テレビ東京系列）の総務大臣裁定について

前略 日頃は、よさこいケーブルネットをご利用いただきありがとうございます。

さて、市民の皆様からの強い要望を実現するため、また、当社の設立理念の一つである「情報格差の是正」を実現するために、平成 18 年より香川県・岡山県を放送エリアとする「テレビせとうち株式会社（略称：TSC、テレビ東京系列、代表取締役社長大田弘之様）」のデジタル放送を当社業務エリア（土佐市・須崎市）で再送信するための交渉を、関係各所と重ねてきましたが、協議が不調に終始し、話し合いで許可（同意）をいただくことができませんでした。

そのため、有線テレビジョン放送法に則り総務大臣に対し裁定申請を行っていたところ平成 23 年 6 月 21 日に「テレビせとうちは当社に対し同意すべきとは認められない」との裁定が下され、ここにおいても放送の実現ができないことになりました。

その理由としては「テレビせとうちの放送エリアである香川県・岡山県と当社の業務エリアである土佐市・須崎市との地域のつながりが、人の移動や経済取引等が極めて少ないために、テレビせとうちの番組制作の意図を侵害することになる」というものです。

当社としましては、この総務大臣裁定は基本的に時代の流れに逆行しており、土佐市・須崎両市民の「知る権利」の機会を阻害するものと考えております。

今後の対応については現在当社内で検討中ですが、土佐市・須崎市民の皆様のご要望やご意見を再度確認させていただき、対応の方向を決めてゆきたいと考えております。どうか忌憚のないご意見を下記までお寄せいただければ幸いに存じます。

当社は、土佐市・須崎市民の皆様のケーブルテレビ局として、放送・通信サービスの質の向上を通じ、地域に貢献してゆく所存ですので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

草々

### 記

#### 1. 本件に関する意見先

メール：[info@mb.scstv.ne.jp](mailto:info@mb.scstv.ne.jp)

電話：土佐局（088）852-7141

須崎局（0889）43-0050

\* 本件大臣裁定詳細については、[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000119046.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000119046.pdf) をご覧ください。

以上

平成 23 年 6 月 24 日

よさこいケーブルネット株式会社